

本校では「名取市いじめ防止対策推進条例」を参考にして、いじめ防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方、重大事態への対処等に係る基本的な方向や取組の内容を、「名取市みどり台中学校いじめ防止基本方針」として、策定いたしましたので、その概要をお知らせします。

I いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめ行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいいます。

II いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いつでも起こりうるという認識のもと、日常的に未然防止に取り組むと共に、いじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて取り組みます。とりわけ、子ども尊い命が失われることは決してあってなりませんので、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組みます。

1 いじめを生まない・許さない学校

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、生徒による主体的な取組を推進します。また、生徒がいじめはぜったい許されないことを自覚するように促します。

2 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す

○いじめられた生徒から守る

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送れるようにします。また、組織的に守り通す取組を徹底します。

○生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた生徒を守り通すと共に、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援します。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校全体による組織的な取組により解決を図れるよう教員研修を実施していきます。

4 保護者・地域・関係間との連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者の皆様や地域、関係機関と連携し、いじめ問題解決に向けて取り組みます。保護者の皆様へは、お子さんがいじめを行うことのないよう、ご家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるようお願いいたします。

III いじめ防止等に関する取組

学校は、名取市教育委員会等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の4段階に応じた、いじめ防止に向けた効果的な対応を講じます。

1 未然防止

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気のある学校全体への醸成と自己有用感や自己肯定感を高める指導の充実
・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめを含む）防止のための啓発活動の推進
・個人面談、お便りを通じた家庭との綿密な連携・協力

2 早期発見

・月1回のアンケート調査の実施、教育相談の実施等による早期の実態把握、生徒がいじめを訴えやすい体制整備
・保健室、相談室等の利用及び外部電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
・教職員全体によるいじめに関する情報共有
・家庭での「いじめ発見のためのチェックシート」の活用

3 早期対応

・いじめを発見した場合に特定の教職員がひとりで抱え込まない速やかな組織対応
・いじめられた生徒及びいじめを知らせた生徒の安全確保
・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保
・毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
・保護者への支援・助言・保護者会の開催などによる保護者との情報共有

4 重大事態への対応

・いじめられた生徒の安全確保
・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境確保
・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施または名取市が行う調査への協力